

通商産業委員會議録第二十三号

昭和二十八年七月二十三日(木曜日)

午前十一時八分開議

出席委員

委員長 大西 禎夫君

理事 小川 久雄君 理事 藤田 一君

理事 中村 幸八君 理事 永井勝次郎君

理事 伊藤卯四郎君 理事 首藤 新八君

小川 平二君 田中 龍夫君

馬場 元治君 笹本 一雄君

柳原 三郎君 山手 満男君

加藤 清二君 齋木 重一君

中崎 敏君 始関 伊平君

出席政府委員

通商産業事務官 松尾泰一郎君

(通商局次長)

通商産業事務官 蓋澤 大義君

(重工業局長)

通商産業事務官 中村辰五郎君

(輕工業局長)

中小企業庁長官 岡田 秀男君

委員外の出席者

農林技官(林野庁 林政部長) 田中 重五君

通商産業事務官 松本 清君

専門員 谷崎 明君

専門員 越田 清七君

七月二十三日

委員長谷川四郎君及び山崎始男君辭任につき、その補欠として中曾根康弘君及び下川儀太郎君が議長の指名で委員に選任された。

七月二十二日

信用協同組合育成強化のための障害除去に関する請願(佐藤洋之助君紹介)(第五一九一号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

小委員及び小委員長の補欠選任

参考人招致に関する件

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案(山手満男君外十一名提出、衆法第一七号)

木材防腐特別措置法案(首藤新八君外四十名提出、衆法第三五号)

○大西委員長 これより會議を開きます。

本日の日程に入る前にお諮りいたします。委員でありました下川儀太郎君が昨日委員を辭任せられ、再び今日委員に選任せられました。つきましては、下川儀太郎君は石炭に関する小委員長でありましたので、下川儀太郎君を再び石炭に関する小委員に選任し、また石炭に関する小委員長に選任いたしました存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大西委員長 御異議なければさよう決定いたします。

次にお諮りいたします。武器等製造法案の審査のため、参考人より意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大西委員長 御異議なければさよう決定いたします。なお参考人の人選につきましては、委員長に御一任を願います。

○小川委員 先般提案の理由を承りまして、提案者がこの法律案によつて意図しておられるところはほぼ了察することができたのでありますが、何分この保険の世界というものは、言うまでもなく極度に専門化され、技術化された世界でありまして、今提案者から大局論を聞かそうじやないか、こういうお話ですが、これは政治家がいれば腰うというふうなことで、簡単に一刀両断の解決はなかつて、むしろ問題がやがや、しかも保険事業というものは非常に巨額な危険を伴う事業でありますし、一步を誤るとその及ぼす影響というものは非常に大きいといわざるを得ない。そこでこの法律案は私どもといたしましてはもとより慎重に審議すべきものであらうと思ひます。あるいは機会をあらためて専門家の意見を聞くというふうなことも必要であらうかと思ひます。そのような見地からこの法律案を検討いたしてみますと、若干の大きな問題点を残してあるのみならず、逐条的に検討いたしましたところ、遺憾ながら必ずしも意味の明白でない規定、あるいは全然無意味ではないかと考えられる規定、あるいはまた明らかに相互に矛盾撞着をする規定、こういうものが随所に発見されるのであります。これは私が頭が悪いに

め誤解をしてゐるのかもしれない。いずれあらためて逐条質問させていただきます。御答弁を承れば水落する問題であるかもしませんが、そういう点が随所に発見される。提案者におかれましては、功を急ぐのあまりいよいよ拙速に出したのじやないか。一言にして評すれば、国会に提案をなさる法律案としてはあまりにきめが荒過ぎるのじやないか、まことに失礼な申分でありまして、そこできこうはこの法律案のうちに含まれてゐる一、二の大きな問題点を指摘をいたしまして、とりあえず提案者の考へておられる御説明を一度承るという程度にとどめさせていただきます。どうかと思ひます。力作に対して質問するのですからまだ準備が十分でないと思われませんが、今日はこの程度にとどめさせていただきます。三、四の点についてお尋ねをさせていただきます。

この法律案を一読して、だれでも最初に気がつく点であらうと思ひます。が、私どもの常識的に考へておりますところでは、保険事業というものは当然民営を建前とするものである。それにもかかわらずこの法律案によりまして、火災保険組合の保険責任を商工中金が再保険をする。そうして中金が損失をこうむつた場合には国が補償をする、こういうことになつておるのである。これはとりもなおさず一種の国営保険ではないだろうか。もちろん国営保険を一般的に否定すべきではないでございまいけれども、国営保険

は民営の保険をもつてカバーすることのできない領域について行われるのが至当じやないか。民営の保険にまかせておいては技術的にあるいは採算の面からいつて合理的に成立し得ない。こういう領域について国営保険が行われるべきであつて、民営にゆだねておいてもつぱらやつて行けるような分野において国営保険を行うということは、いかなるものであらうか、こういう点がまず第一に考えられるのであります。

それからさらに商工中金が再保険事業を行うということ、そのこと自体も一個の問題ではないかと考へるのでございませう。第一に中金がこういう種類の事業を行うということとは、申し上げるまでもなく、商工中金は組合金融の中心機関として金融事業に専念すべきものであるという本来の使命から考へまして、あるいはまた保険業法その他の規定しております兼業禁止の趣旨から考へても、その点が一個の問題ではないか、かように考えられるのであります。まずこの点について提案者の考へておられるところを承りたいと思ひます。

○山手委員 ただいま小川委員のお説の通りでございまして、この法案を慎重に審議をしていただき、慎重に御検討をいただいて御賛同を得たいと思つてゐるわけでございまして、逐条的にもいろいろ問題はあらうと思ひますが、ぜひ御納得の行くようにわれわれも説明をいたし、もちろんこの法案自体にまだきつな点も多々あらうと

思いますので、皆さんの方でかくあるべしという御議論があれば十分しんしやくをいたしましてこれを修正する、そうしてより完璧なものにする、とについてはやぶさかではないのであります。その点をまず最初にお断りをいたしておいて、今お尋ねの第一点であります。この法案を通すと民営保険がくずれてしまうのではないか、こういうお尋ねでございましたが、この点は私も考えていることは少し違うのであります。と申しますのは、今日保険の日本における普及率を見てみますと、大体今日、日本の火災保険の普及率は一八、九パーセント——一八、九パーセントと申しますことは、百軒家がありますと、十八、九軒が火災保険にかかっている。ところが英米あたりに見ますと大体二百パーセント以上、二百一、三十パーセントになつておるようでございます。ということは百軒家があると、百軒の家が二つあるいは二つ以上の保険を契約しておるという事実であつて、非常に保険がよく安くて、危険も十分分散されておるというところであります。ところが日本の保険の状態を見ますと、百軒の家があつて二十戸も保険にかかつておらない現状というものは、わが国の保険思想の未成熟であるということで割切つてしまふは何でもないものであります。あまりにもわれ／＼から見ると懸隔があり過ぎる。アメリカだけでは、ヨーロッパ諸国の統計をとつてみしても同様でございます。これは日本の保険事業が従来から独禁法のわくを離れて独占的な料率をきめて非常に高い

料率を押しつけて参つた。しかしながら大企業におきましては大きな何々財閥というところは一貫をして保険をかけておられて、その財閥に關係のある銀行なんかとも關係をして、金を貸すにはこの保険にかけるとか何とかいうようなことで堂々めぐりをしておる。しかも代理店手数料なんというものは合法的にくづつておる。ところが中小企業者の方ではそういうふうな代理店手数料なんかを割もどしを受けるというふうな手も全然ございせん。そのためにばら／＼の中小企業者は非常に高い保険料を片方で押しつけられて、片方では何と申しますか、何ら割もどし的なものも享受できない、こういうことであつて、私にも私えない。御承知のように今日の中小企業の実態は非常に窮乏したものでございまして、きわめてわずかな税金にも、わずかな保険料にも事欠くというところで、できるならば、逃げられるやつて行こうというのが中小企業者の大体全部の考えでございます。そこでどうしても保険料も安くしなければいかぬのだが、残念ながら今日ではそういうことを強制する手段もございませんで、今日全国的にはうはいとして起るの手によつて自分たちの保険を再保険をしよう、こういう運動といふものは、そういう実態に即して起きた大きな声であらう。運動であらうと私は思つておるのであります。すでに相当広く、今日東京都、北海道、あるいは愛知県、今日私がこういう発言をしておりますときも、設立準備が各都道府県で行われておりまするけれども、これはやはり私は頭から押えるといふことはいいけない、できるならば、これは法律で規制をして、今日のやみ金融のようなことにならないように指導をし、育成して行くことが妥当であらう、こう私は考えておるわけでありませう。言葉は足りませうけれども、そういうことであります。この法律が通つて、より安い、しかも自分たちの保険であるといふふうなことになるれば、協同組合を通じて組合の總會かなんかで、役員、幹部の人が少し音頭をとれば、わざ／＼無理をして勧誘してもらわなくても、自発的にどんどん保険にかかれるという事態が起きるのであつて、そうすることによつて私は保険の思想、保険にかけなければいかぬという考え方が非常に普及をして参るだらう。しかもこれは三百万円までの契約でございますから、今日の営利会社でやつておりまする、保険会社でやつておるような大きな保険まではとうてい行つてもおらないのです。むしろこういうものがあつて零細なものにまでも保険にかけなければいかぬという思想が普及するならば、私はそのことによつて、今日百軒のものが二十戸しか保険にかけつておらないのが、アメリカのように一〇〇％、あるいは二〇〇％の域にまで逆に保険が普及して行つて、日本の保険業のために、民営保険のために、私は非常にこの法案はプラスになるものであらう。何ら保険会社のやつておられる保険と、この中小企業者の、自分たちの保険といふものとの間には摩擦は起きない、むしろ民営保険を助長し、健全な保険の発達にこそ私はなるものであらう、こういうふうに考えておる次第であります。

す。

○小川(平)委員 日本において保険の利用率と申しますか普及の度合いと申しますか、これが非常に低いといふことは御指摘の通りだらうと思ひます。このことは一つには保険思想の普及しておらないといふこともございまして、うし、またある意味では、一般的に日本の国民経済の脆弱さと申しまするか、あるいは回復が十分でないといふような点にも原因があるでございませう。同時にまた御指摘のように、民営の保険会社の料率が高いといふことも原因であるかも知れない。しかし今お話のように、組合保険によつて保険の利用率を上げさせて行こう、保険思想を普及させて行こうというために、この組合の保険によつて、非常に、あるいは相当に低い料率を適用することができるといふ實際的な、数字的な根拠が明らかにされなければならぬと思ひます。私どもが考えますところによると、財的な基礎が十分でない協同組合保険で、たとえは損害の査定であるとかあるいはまた再保険に出すといふようなことも、非常に長年の経験と技術を要する仕事のやうに聞いております。こういう専門的な技能を持つたスタッフを大勢おいてやつて行く場合においては、これはなか／＼低い料率を適用するといふことは困難な仕事になるのじやないだらうか、こういうふうなことを考へるわけでありませう、この点につきましては、後刻あらためていろいろお尋ねすることといたしまして、今は一応提案者の御説明を承つておきます。

次の問題といたしまして、商工中金は、この法律案によりまして、組合の再保険をいわば無選択に引受けなければならぬ、こういうことになつておるのであります。この結果としてどういふことになるかと申すと、この組合の行いまする元請保険が非常に無秩序な放漫なものになつて来るのじやないかといふことが、きわめて自然に当然に予想されるのであります。再保険者が無選択に再保険を引受けるといふことになれば、とかく危険度の低い契約は再保険に出さない、危険度の高いものだけ出す、こういうことが許される結果になつて来る。そこでたとえば、きわめて危険度の高いセルロイドの工場のようなものを料率を低くして引受けつてしまふ、そしてそつくりそのまゝ中金に再保険に出すといふことが当然起つて来るのじやないか、こういう結果になりますと、協同組合の行ふ元請保険といふものが非常に無秩序な放漫なものになつて来る危険が多分にあるんじやないだらうか、こういうことが考へられるわけでありませう、この点をどう考へておりますか。

○山手委員 商工中金を再保険の機関としてここに入れましたことには、いろいろ御意見もあるようでございますが、さつき言ひ落しました、私も組合員が出しました保険料、これは全国都道府県で釐出をいたしますと相当な金額に上ることも事実であります。今日全国の十九か二十の、集めておりまする保険会社も中小企業からは相当なものを集めておるわけでありませう、ほとんどこの中小企業には還元をされておられません。中小企業に還元をされることなしに、しかも高い保険料を吸ひ上げられてばかりおるということでございますので、商工中金をし

つておるわけですが、こういうものは
保険業法に違反するのではないかと
いう多分の疑義を存しておるので、こ
れはいわば日陰の存在である。この法律
案が通過をいたしまして実施されると
いうことになれば、おそらく協同組合
の保険はあつちにもこつちにも非常
にたくさん出て来るのではないかと考
えられます。そこで現に行われておる保
險類似の事業に対して、都道府県等が
補償しておる金額を基礎にして十億と
いうような数字を漠然と考えておられ
るようですが、お言葉のごとく、この
法律案が通過をして協同組合の保険事
業が現実には発足をいたしますのは先
のことであるに違いないけれども、ど
の程度の金額を用意しておけばよいか
というような問題についても、もう少し
慎重な計算をなさつておいてしかるべ
きものではないかというふうに考えま
す。

それからさらにこれは比較的軽微な
問題であります、商工中金が損失を
こうむつた場合に、政府の補償を受け
ることになつております。そうすると
利益を受けた場合には当然これを納付
するということではなければ、りくつが
合わないのではないかと考えられるの
ですが、この法律案を拝見いたします
と、どこにもそういう規定が置いてご
ざいません。この点はどういうふう
にお考えでございますようか。

○山手委員　お説の通りでございま
す。商工中金が再保険を引受けます
と、特別会計をつくつて普通の金融事
業とは別個に計算をして参ることにな
りまして、損失をこうむりました場合
も、利益金が出ました場合にも、一目

瞭然とはつきりいたして参ることは事実であります。従つて片一方で損失をした場合には補償をするのだから、片一方でどん／＼膨大な利益が出て行く以上は国家に納付させたいといひではないか、こういうお説でございしますが、組合の自己保険といふものは、原則として営利的にどん／＼もうけて行くといふふうな構想に立つた保険でないのでありまして、再保険料そのほかがほとんどもうかつて参るといふふうなことになるならば、組合員相互の利益のためにやつておるのであつて、利潤を生むためにやつておるわけではないのでありますから、危険に対する積立準備金といふものも十分にでき、さらにその上にもうかつて行くといふことならば、どん／＼組合員のために保険を引下げて、組合員の利益になるようにして参りたい。従つてそうむちやくちやな利益は出さない。国家に、御迷惑をかけることのないように、積立金のある一定のところまで積立させ、そういう限度までは参りますが、ある一定の十分な積立でもでき、安全であるといふことになれば、国家の補償なりはとつてしまつてもいいと私は思う。そうしてそういう状態がすでにできますならば、組合にはほとんど利益なしといふふうなかつこうで組合を運営して行けばよいと思つてあつて、何も営利会社のようにもうかつてしようがないといふふうなところまで行つて、しかもそれを放置しておくといい運営はさせないつもりであります。

以上は、これを国に納付するといふようなことはできないのじやないかと考えられます。また今の御答弁必ずしも納得できないのでありますが、一応これは承つておくとしまして、もう一つ、この法律案を一読してだれでもただちに感ずるであろうという点は、この八十二条の四に規定をしておる引受け限度三百万円といふのはバランスを失しておるのじやないか、高きに失するのじやないかという点であります。これではたして健全な経営ができるだらうかということが一応疑問に思われる。単純な算術をやつてみましても、どうもこれじやあふないのじやないかという危険の念を禁じ得ないわけでありまして、そこでかりに件数一万件の引受けがあつて、平均一件二十万円といひます。料率を千円に対して五円といふことにいたしますと、一千万円の保険料になります。手数料とかその他の経費があるわけでしょうから、これをまあ二五％と見る、未取保険料もありましようから、これを一五％と計算をいたします。そうすると、残りは六百万円といふことになるわけでありまして、この六百万円を基礎にして三百万円の危険を引受ける。もし火災が起つて来ますと、わずか二口分しか補補できない。これで組合はつぶれてしまふ。こういう非常に単純な計算をしますと、こういう結果が出て来るわけですね。こういう点をいかに考へておられるか。あるいはまた数字の問題になつて恐縮でございしますが、冒頭に申し上げた通りこの点は非常に大事なことでありうと思ふ。私も保険のことについてはまづたくのしろうとで、わからないのですけれども、これはしろうとな

りに一応のそばんをはじいてみなければならぬ問題だと思ふのです。恐縮ですがお聞き取りを願ひたい。消防庁の調査によりますと、昭和二十一年から二十六年に至る六箇年の間に、五十戸以上焼失した火災が何回あつたかと申しますと、百五十六回、一年に平均して二十六回といふ数字が出ております。焼失した戸数が三万八千九百九十六戸、こういうことになつております。そこで以上の回数で、つまり焼けた回数で焼失した戸数を割つてみますと、その数字が平均焼失戸数といふことになるわけですが、これは二百五十戸といふ数字が出て来るのであります。そこで火災保険会社のいわゆる普通物件契約の普及率、つまりこれはこの件数を世帯の数が割つた数字といふことになるわけですが、これはさつきもお話が出ました全国で二％くらいのもので、人口十人以上の都会では約三％といふことになつておるようでありまして、そこでかりに地域別の保険組合について以上申し上げた数字を基礎にして計算をいたしてみますと、平均保険金額五十万円として、平均焼失戸数はさつき申し上げた通り二百五十戸です。契約の普及率はこれを三〇％といたします。三つの数字を合算しますと、三千七百五十万円といふ数字が出て来る。そこで今度は収入の方はどうなるかと申しますと、契約件数がかりに一万五千件とします。件数一萬五千といふのは組合としては中以上、比較的大きな組合になるだらうと思ひますが、料率五円として計算しますと、やはり三千七百五十万円といふ数字が出て来るのであつて、収入と支出が完全に一致する、こういうこと

になつて来るわけでありまして、ここで例に引いた組合は、今申し上げた通り相当大きな組合であらうと考えるわけですが、ただいまの例で判明いたしましたように、大火が一ぺん起ればただちに破滅をしてしまふという結果が出て来るじやないか、再保険を考慮に入れるとしても、これは迅速確実な保険金の給付といふことが困難じやないだらうか。こういう点から考へまして、どうしてもこの引受け最高限度三百万円といふものは、基礎の弱い組合の行ふ保険事業にとりましてはいささか高きに失するじやないか、こういうことが考へられるわけでありまして、この点をどういふふうにお考へでありますしうか。

○山手委員 ただいまのお尋ねはごもつともな点であると思ひますが、八十二条の四は「三百万円をこえる保険契約を締結することができない」となつておりました、いわゆる最高限度これ以上を越して契約をしてはいけないう規定でございします。保険会社の方は無制限に青天井で契約できるということでありまして、保険会社のような状態で行きましても、平均いたしまして一件当たりが三十四、五万円といふことださうでありますし、現在現実に北海道、愛知等でやつておりますのは、平均いたしまして一件当たりが北海道が十三万円、愛知が八万円程度といふふうなことになつておるのでございまして、この三百万円といふのは、これを私どもは最高限度と解釈してゐるわけでありまして、現実にはもつと／＼うんと低い零細な中小事業者の契約になつて参りますので、その大きなものにはならない。ただ御承知のように、中

小企業者の中にも非常に熱心な人が相当大きなものでは行きませんにして、ある程度のものを持つておつて、それを保険する場合もなきにしもあらずでありまして、商工中金が再保険をいたします場合でも、商工中金に再保険の機能を十分發揮せよとするならば、この商工中金に入れたてあります担保の保金をさす建前からも、この程度のものもあつていいじやないか、最高三百万円くらいならさう大して問題ではあるまいといふことで、こういうふうにいましてゐるのであります。実際やつて参りますと、今申し上げました北海道あるいは愛知の例をとつてみましても、もつと／＼低いものになることは必定でありまして、あまり御心配はいらないのじやないかといふふうにお考へております。

○小川(平)委員 さきに私が例を引いて申し上げましたのは、保険金額五十万円の場合にもなおかつとうい危険がきわめて容易に起り得るという結果になつて参ります。また今お話のありましたように、この点についてはひとつ正確な資料を御提出願ひたいと思つております。普通の民間保険会社の場合は平均して三十万円とかなんとかいふことになつてゐるようでありまして、現実には三百万円などというものはきわめて寥々たるものであるように聞いております。そういう実際の状態、現実と対比いたしまして、この三百万円といふ数字がいかに当を失して高過ぎるのじやないか、ほとんどさういふことはあり得ないといふきわめてまななけスであるならば、これは三百万円と規定することはおかしいのではないか。もう少し實際に即した限度に

引下げるのが至当ではないか、こういうふうな考へるわけでありませう。この点はしかしただいま一応御説明を承つておくことにいたします。

それから次に、この火災保険組合に對して出資義務を負わされておりますものが、設立当初の組合員だけということになつておるのですが、この点がいささか變ではないだろうかという感じが実はいたします。保険關係が終了して、組合員が脱退する、こういうことになるとともに、出資金がだん／＼減つて来る勘定になります。事実上無出資同様の結果になるということがあり得るのではないだろうか。いかに奇妙な感じを受けるわけでありませう。この点ひとつ御教示を願いたいと思ひます。

○山手委員 實は解散されました前国会にも、この法案を當時の野党三派で提案してありましたが、その當時は非出資組合にしておりまして、全然出資はしないことになつておつたのであります。と申しますのは、百万円や三百万円出資をさせてみて、それは出資したからどうしようということではないだらうというその當時の議論であつたのであります。よく考へてみますと、何人かの發起人が出まして、協同組合をつくつて、これ／＼の事業をやるといふのに、設立者、發起人自身が全然出資をしない、ただ手ぶらで組合をつくつて、これだけの事業を営むといふことは、いかにも輕率だといふふうにかんがみまして、中小企業の実態に強制的なこともいかにあつたか。しかし組合をつくつて發起人が自分たちでこういう事業をやつてこうするんだ

という以上は、發起人たちの責任の歸趨も明らかにする必要があるもので、最低百万円くらいの出資をさせることにした方がいゝだらう。しかしすでに保険組合がスタートいたしましたので、円滑なる運営ができ、組合員もふえて参るということになると、何も出資金の多寡によつてどうこうということではな

くて、責任準備金、リスクに対する積立金の内容というものが、この保険組合の実態を支配するわけでございませうから、その新規に入るものにまで出資の責任を負わすとかなんとかいうことをする必要もあるまいという構想によつて、実はこういうふうな規定にいたしましたわけでありませう。組合保険でございませうから、さつき申し上げましたように、何も初めは出資をさせない必要もないのではないかと議論があつた。しかし今言ひましたような理由によつて、最低限度ではございませうが、責任の歸趨を明らかにする意味もあつた。この程度の出資をさせることにいたしました次第であります。しかしこの点については二、三いろ／＼な御質疑も非公式に承つておりますので、百万円の出資では少い、あるいはその後組合ができたあとにさらに当初の組合員が出資から抜けて行くといふようなことでは困るのではないかと、こういうふうな議論もあるようでございませうから、その点は少し問題でもありませんので、御要望があれば修正をさせていただきます。ことにやぶさかではございませう。

○小川(平)委員 どうも御答弁によれば、これは本来無出資であるのが建前である。それでけつこうなんだが、それともいかにかと思つて、一応責任の歸趨を明らかにする意味において出資

をさせることにしたんだという御説明で、われ／＼の認識とは非常な大きな隔たりがある。それにもかかわらず、何なら諸君の期待に沿うようにしてもいいというお言葉で、これまた非常に意外な御答弁でございませう。せつかく暑い中を精勵されて法律案を出されたのですから、そんなに何も安売りをなさる必要もないと思つてあります。

この点については、実はあなたがおつしやるように、どつちでもいいというふうな問題ではございませう。そういうようなものと考え方というものが、この保険事業という専門的な技術的な上げました非常に専門的な技術的な世界、しかも大きな危険を伴う、一歩間違へれば非常な悪い影響が及ぶ、こういう問題をお取扱ひになる心構へとしては、いささかいかかと私は考へておるのです。それからあとにいたしましてまで私がいろ／＼お尋ねをいたしました問題に關連して、あるいはただいままでにお尋ねした問題とは關連なしに逐条に承りたいと思ひます。これは一々逐条について大政治家に対してこまかいことをお尋ねするのは恐縮のようでありませうが、先ほど申した通り、どうもこれはおかしいと思はれる点が、ほんとうに失礼な申分ですが、枚挙にいとまなくありますので、今日はこの程度にいたしまして、次会からそろそろと承りたい、こう考へるのです。

○小平(久)委員 私は本案の審議に關連して動議を提出いたします。小川君の御質問はまだ残るようでありませうが、先ほど来の質疑応答を聞いておりますと、提案者の方にもどうも確固たる信念も若干欠けておるようにとれる節も大分あります。申すまでも

なく、保険事業は非常に危険も伴ひますし、やる以上はどうしてもしつかりした万全の策を講じなければならぬと思ひます。そういう点でこの法案から見ますと、いろ／＼關連してある向きもあるようでありますので、適當の機会におきまして、保険事業者の代表であるとか、あるいは現に組合保険のよ

うな事業をやつておる向きであるとか、あるいは再保険業を引受けることになつておる商工中金の代表であるとか、あるいは保険専門の學者であるとか、そういう方々を一回参考人として當委員会に御出頭願つて、そういう方々をいろ／＼な御意見も承ることにはいたしたいと思つてあります。この点は委員長からお諮りを願つて、適當の機会にそういう参考人を招致することにお願ひをいたしたいと思ひます。かようなことを私は動議として提出いたします。

○大西委員長 ただいまの小平君の動議に御異議ございませうか。
〔異議なしと稱ふ者あり〕
○大西委員長 御異議なければ、さようとりはからいます。
○山手委員 ただいまの動議に言葉を返すわけではありませうが、今日すでに中小企業者の間にこの保険組合運動というものは猛烈に起つております。アメリカにおいてさえ優良工場が率先して火災保険組合をつくつて大保險会社と對抗して行く、しかも非常にりつぱな火災保険組合を今つくつて育成をして、自分たちで運用しておるといふ実情がございませう。今日すでに各府県でこの機運は十分みなぎつておるのみならず、従来からも北海道とか東京、愛知その他の各都道府県にあるよう

な、類似保險とまで言われるような、本来の火災保險会社によつて運営されておる火災保險でないものがずいぶんあります。しかも今年のように天災異變の多いときにおきましては、一地方だけであつたふうな組合を運営して行くといふことは、ある意味においては非常に危険なこともあらうと私は思ひますので、全国的な危険分散という建前から、できるならば私はこの四派提案の法案を今国会中に成立させていたただけるように御審議をお願いしたいと思ひます。これは私の要望でございます。

○小平(久)委員 私が動議を提出いたしましたのは、何もこの法案に反對だからという意味で出したのも何でもありません。ただいまの提案者の言葉もよくわかります。すでに現実に事業が行われておるといふことも承知をいたしております。従つてわれ／＼といひましたし、保險事業の本来の立場にかんがみて、あくまでも堅実なものにして行きたい、こういう建前からいたしまして、むしろ提案者に御協力を申し上げる意味において特に慎重を期したい、こういう次第でありますので、その点はひとつ提案者にも御了解を願ひたいと思ひます。

○齋木委員 ただいま提案者の御説明があつたごとく、近畿地方において浴場組合等が盛んにやつて、実績を上げておる例もたくさんあるものであります。特に福井市の災害について、十何社の保險会社を相手にとりまして、五億幾らの災害保險料の請求事件が、今日まだ未払いになつて訴訟になつております。こういうふうな一つの例を見ましても、民間のこういう保險組合

がその負担にたえ得ない。従つてやりたくてもやれないということが当然考へられるのであります。そこで今日まで長い間実際わかりながらも、事実上使われてないということは一にかかつて経済的な観点から原因してあるものとわれは考へておるのであります。しからばつと込んでこの範囲内においていかにこれを有効にするかということが本法の目的でありまして、たとえばこれを防備材としますれば十年のものが二十五年になり、十五割の耐久力が延びる。また経済的にこれを計算いたしましたも相当利潤がある。これで建設する企業家といはしまして、防備材でやることもそれは当初若干の経費は増したとしても、最終においては非常に利益であると同時に、また木材を確保できるという点から、この際そのでき得る範囲内の、しかも最良の方法をとることがよい、かような観点から、あえてセメントの問題はここでは取上げなかつたのであります。

○福田(一)委員 たいだいまの御説明によりまして、一応お考えになつたというのであります。しからば経済的に見て非常に効果があると言われたが、セメントをやつた場合にはどれくらい、また木材を防備材としてやつた場合にはどれくらい、耐久力その他を勘案してどれくらいの値段でどういうような効果があるかというのを、わかつておるならばひとつ説明してもらいたい。わかつておらなければ、研究して、その資料を出してもらいたい。

○中村(辰)政府委員 たいだいまの御質問にお答えいたします。木材の場合には防備材としますと、二十五年程度にな

ります。それからセメントをやつた場合は五十年といわれております。これを経済的に申しますと、木材の場合は七〇%の価格の値上りを見ますが、セメントの場合でありますと、五倍の程度の価格になりまして、どちらかと申せば、木材の方が現状におきましては、割安だと考えられます。

○福田(一)委員 私はあけ足をとりたいありませんが、政府委員がこういう面の答弁をするのに、一々そこで相談してからするということなことであつては、この問題について研究が十分でなかつたということを示明かにすることができると思ひます。しかも今は大体の数字ではつきりしておらない。一本の単価が幾らで、それに対して何分の方の方は今のところは高いけれども、これをどういふふうにするかという数字を、今すぐ出せといつても気の毒だから、その面のことはいくつか計算をして出していただきたい。

○中村(辰)政府委員 資料はすでに配付してございます。

○福田(一)委員 この資料を拝見しますと、セメントに関するものは入つておらない。それでは比較対照することができない。だからセメントと比較してどれくらいの効果があるかということ、を明らかにしてもらいたい。その点の資料が出ておりませんので、ひとつ出していただくに検討していただきたか。それを政府委員の方でつくられるかどうか、一応答弁していただきたい。

○松本説明員 たいだいまの仰せのようなことは、まだ学理的には出ておりません。

○福田(一)委員 そういふことだから私はいけないと言ひます。そも、こういう重要な法案を出されるときには、そういう代物があるか、あるいはまた木材資源を愛護する意味において、もつと何か方法はないかというふうな研究まですべきである。ただいま学理的には、まだそういう研究ができておらないといふけれども、現に電柱はセメントでつくつておるではありませんか。しからばそういう電柱を使つておるところへ行つて、大体どういふ理由でセメントの電柱を使つたかといふことをよく研究してみたい。そうすればちやんとデータが出て来る。そんなことであつては、この経済原則のきびしい中においては、そういうことは絶対にやれません。セメントの電柱はやはり非常に効果があると考えたから実際に使つておるのです。私の了承する範囲内でも、電力会社その他において使つておると承知いたしております。そういう方面をよく研究して、資料を整へることは、非常に重要なことなんでしょう。そういうことをしないうで、こういうことに対する答弁をされるということは間違つておる。私は比較検討を言つておるのであつて、木材を防備材した場合と防備しない場合との数字を出してくれと言つておるのではない。セメントをやつた場合が得か、木材を防備してやつた場合が得か、どちらが得か、その数字を明らかにしてもらいたいといふことを要求しておるのであります。

○首藤委員 今の御質問であります。が、先ほど政府委員の方から答弁いたしましたように、セメントの電柱は現在試験的にやつておるが、はたして使用に耐えなくなるまでに何年かかるか、またその判定がついていないのであります。従つて今後なお相当の日月を要して、はたして何年もつかという見きわめがつかなければ、私は判定が困難だと思ふのであります。と同時にこの際にもかくにも窮迫しておる森林資源を確保しなければならぬ、それがためには耐久力を延ばすことが最も効果的だといふ考えから立法したのであります。

○福田(一)委員 私はそれでは承服いたしかねます。現実にセメントは、とにかく試験用にもせよ相当使つておる事実がある。その事実を、まだ使つてないと言われるのははたして無責任な答弁だと思ふ。現実に試験用にもせよ使つておるというところは、その試験用にする場合に何らかの根拠があつてしているわけなんです。その試験の結果それがいいというところになつたら、電柱あたりはむしろセメントの方に切りかへるという法案ならば、これははたしてだけつこうであります。そういう研究もしないで、電柱をすべてこういうふうな切にかえて行こう、木材防備せねばいけないといふことを言われるだけでは世間が納得しないと思ひます。現実にはセメントで電柱をつくつた事実がない。従つて一本もつくつていないので、今研究しておりますというのなら今の答弁でけつこうですが、現に試験用でつくつておる。私の承知しておるのは試験用どころではない。ただ金の問題で、その方が得なのだけれども、セメントの電柱がつかないのははたして遺憾であるといふことを、私は電力会社その他から聞いておる。今御答弁

になつたような、こちらの方が得だからという意味で木材を使つておるとは私は聞いておりません。もしそういうことであれば、参考人を召喚してひとつこの問題を明らかにしてもらいたい。

○首藤委員 私の答弁いたしましたのは、まだ使つていないといふことは申し上げてないのであります。使つておるけれども、はたしてそれが使用に耐えなくなるまでに耐久力が何年あるかという判定がまだついていないから、従つて経済的に利益があるか、損であるかという判定が困難だといふことを申し上げたように、かりにこれが経済的に利益があるという判定ができて、五倍も六倍もの高価なものを使わなければならぬ。はたしてその経済的負担に耐え得るかどうか。現在防備材を注入することによつて価格は四割あるいは五割高くなるのであります。これも相当の問題が提起されておる。い

わんやこれが五割あるいは六割というやうな高価になつた場合に、企業家として耐え得るかどうか。こういうことを考えた場合、かりにこれが利益があるといふ結論が出ましても、現在の企業家の経済状態ではそれを使用できないといふ点に帰着するのではないかと、いふやうな考え方を持つておるのであります。従つてこの際四割あるいは五割高くなる値上りで、しかも耐久力が何倍かに延長されるということになれば、経済的負担にも耐え得るであろうし、耐久力が非常に延びることによつて利益であるといふことがつきりする。同時にまた木材を確保するといふ利益もあるから、この際という方向

をとつた方がいいのではないかと
考え方に基いておるのであります。

○福田(一)委員 五倍、六倍と言われ
るのであります。しからばセメント
の電柱は一本幾らでできるのですか。

○首藤委員 政府の資料によると、電
柱の場合防腐剤を注入したときに二千
五百円、しかるにこれをセメントに代
替した場合、一万六千円かかる、
こういうことになっておりますので、
大体六倍、こういう価格になつて
おるのであります。

○福田(一)委員 私はこまかいところ
をつついでどうしようという意味し
やないのですが、一万六千円かかる
というのはどこで調べた数字ですか。

○松本説明員 電柱も、通産省で所管
いたしております、建材課で私生産
を担当いたしておりますが、大体今の
市場価格はその程度になっておりま
す。

○福田(一)委員 もしそういうことで
あるならば、この資料の中にそういう
こともちやんと入れておいた方がよ
い。それだからこそこういう質問もし
なければならなくなつたりして、迷惑
をする。まことに勉強が足りないと思
う。提案者の方も、電柱が一本幾らに
なるか知らないで、今ごろここで聞い
てみて、それから答弁しなければなら
ないようなことでははなはだ不勉強だ
と思ひますけれども、しかしあまりそ
ういうことを言うのもどうかと思ひま
すから、一応数字の点だけは承しま
しよう。しかし数字の点を承したとい
うことは、必ずしも電柱あたりは木
材でやらなければならぬという立論
にはならないと思ひます。そも／＼セ
メントなどというものは、今日の国

内で高過ぎる。セメント業者がカルテ
ルをつつて非常に利益をむさぼつて
いることは、株価をこらになればよ
くわかる。今セメント工業は一番高い
株価を維持してゐる。しかも年三割四
割の配当をしてゐるというようなこと
が見られるだけでもわかるのでありま
して、こういう点から見て、セメント
をもう少し安く生産して供給すること
になりますならば、耐久力その他から
見ても、セメントの電柱をつくるよう
にした方がよいという現象が出て来る
と確信いたします。その点は非常に大
きな問題である。決して小さな問題だ
からといって等閑に付すべきではない
のであります。今後日本の建築その他
において、もつとセメントを利用す
ることは非常に大事なことであるが、
それと同時に、日本には御承知のよう
にセメントの原料は幾らでもある。こ
れを合理的に使うようなくふうをする
ことが軽工業局の重大な使命であると
私は考えておるのでありますが、これにつ
いて局長はどういう考えを持ておりま
すか。

○中村(庶)政府委員 今セメントの御
質問でございますが、セメントの今の
生産の状況から見るとの見通しを申し上
げます。

セメントにつきましても、需要関係
を考へましても、増産の必要があるこ
とは御承知の通りであります。現状に
おきまして通産省といたしましては、
セメントについては生産拡充という面
で相当従来から努力して参つておりま
して、五箇年計画というようない見通し
を一応立てておりますが、二十八年度
におきまして生産の見通しは、大体現
状で九百九十七万トン生産できる状況

になつております。昨年の見通しで
は、二十八年度は九百九十二万トンで
ございまして、需要等から勘案いた
しまして積極的に増産計画を推進いた
して参つて、現状ではすでに九百
九十七万トンの年間生産ペースに到達
して参つております。最初の見通しにおきま
しては、二十九年度に一千六十万トン
程度の生産見通しの設備拡充を期待し
ておりましたが、二十八年度末におき
ましては、二十九年度に考えておつた
ような数字を実現し得るような設備の
拡充ができるものと思つております。

そういうような状況で、価格の問題も
ございまして、セメントの合理的利用
という観点から、特に生産拡充の方に
努力して参つておるといふ状況である
ことを申し上げておきたい、こう考え
ます。

価格カルテルというようない点がござ
いまして、ただいまの九百九十七万
トンの年間ペースに対して、四月
の生産実績は七十五万トン、五月は八
十万トン、六月は七十五万トン程度に
なつておまして、七月も依然生産を
上げておられます。そういうような状況
で、生産協定というようない事実は認め
られないわけでありまして。

○福田(一)委員 この問題について
は、それに関連して実はまだ／＼質問
したい点があるのですが、あまりよそ
にわたつてもいいかと思つて、一
応その点は他日御質問することにし
て、もう一点今度は別の角度からお伺
いしてみたいと思ひます。

それはこの法案は、前には木材防腐
というものはどうしてもやらなければ
いけないという強制義務的な法案であ
つたと承してゐるのですが、今回の

法案によりまして、使用者はいやだつ
たら届出をすればそれで済むことにな
つておるのであります。本来の森林
資源あるいは木材資源の愛護という観
点からするならば、強制義務的な法案
といふべきにかかわらず、事実この
法案の内容を見ますと、法第三条第二
項の四号に、前条第一項の表示をした
木材を使用することが困難な場合にお
いて、主務省令で定める期間内に、事
由を具して主務大臣にその旨の届出が
あつたときには、この法律を適用しな
いといふことになつていて、いわば法
案自体は換骨奪胎されておる法案であ
るが、そのような法案でもなお過ぎな
ければならないのか、この点を明らか
にしたい。

○首藤委員 今御質問の除外の点であ
りますが、これは特別の理由がある、
そして防腐剤注入の用材を使用するこ
とが困難である場合、あるいは使つて
もきつて効果がないというやうな場合
を想定して、これらのものに該当する
ものは届出で除外できるという内容を
表現しておるのであります。原則的
にはまくら木、あるいは電柱、橋脚等
等は絶対に使わなければならぬといふ
ことになつておるのであります。

○福田(一)委員 しからばいかなる場
合にはこれを許していいという具体的
な事例を示していただきたい。

○首藤委員 たとえば電柱の場合を申
し上げますれば、非常に深山の中に電
柱を立てる際、これを都会まで運搬し
て防腐材を注入して、また深山に持つ
て帰るといふことになれば、普通の場
合は四割か五割高くなるものが、こ
ういふ場合には何倍かの値段になる。そ
うすると耐久力から計算して必ずしも

利益ではないことになるので、そうい
う場合にはこれを除外しよう。あるいは
はまた橋の場合、橋脚その他はあくま
でも強制であります。道路に面して
おるところは、むしろ自然に腐蝕する
というよりも、車馬あるいは人間の歩
行することによつて磨滅する度合いの
方がはるかに高い。そういうやうな場
合には、高い防腐剤を使つても必ずし
も効果がないというやうな事実もあり
ますので、そういう場合にはこれを除
外しよう。おおむねそういう観点から、
それに類似するやうな場合にはそれを
除外しようという考え方でありまして、
○福田(一)委員 本法案が通つたとき
には、政府もそのやうなこまかい規定
を設けられる意思がありますか。

○首藤委員 その通りであります。こ
の点を詳細にきめておきたい、かやう
な考え方でありまして、
○福田(一)委員 しからばその案を御
提示願ひたい。

○首藤委員 お手元に木材防腐特別措
置法案に基づく政令及び省令の概要とい
うのを差上げてあるので、ごらん願ひ
たいと思ひます。

○福田(一)委員 この資料も今渡され
て、私見たばかりですから、一応読ま
していただかなければなりませんし、
この法案にはまだいろいろの問題があ
りますので、私は質問を続けたいと思
ひますけれども、一応本日はこの程度
にしておきたいと思ひます。

○永井委員 私は林野庁から説明を求
めておりますので、この際きわめて簡
単に質問いたしますから、御答弁を願
ひたいと思ひます。
木材の耐久力なり利用度を高めると
いう考え方に対しては、われ／＼は賛

成をするものでありますが、この法案では不十分であると考へます、またこの問題には、単に電柱であるとか、まぐら木であるとか、杭木であるとかに對して部分的な一つの統制を行ひましても、全体としての計画がなければ効果を上げることはできない、かように考へるのでありますが、これが前の法案よりもずっとゆるやかになつて來てゐる。客観的な情勢はもつとこれを強化しなければならぬ情勢であると思ひます。九州の災害、関西の災害、これは雨が降つたから水害が起つたと言ひますけれども、事實は山の木を切り倒したから、その結果として雨に耐えられなかつた、この災害が起つた。災害復旧のために木材の需要が非常に起つてゐる。こういうふうな客観的な情勢は、前回は提案した當時よりももつと統制を強化しなければならぬといふ状況であるにもかかわらず、本法案はこの状況に對して逆行してゐるのではないかと考へるのであります。この点に關して提案者の首藤氏に説明を願ひたいのと、さらにこの法案が最初に政府提案であつた當時、通産省と林野庁との間において、どの程度の話合ひがなされて、どういふ話合ひの結果としてこういう形になつて來たのか。一つは提案者、一つは行政官庁である通産省、林野庁、両方のお話を伺ひたいと思ひます。

○首藤委員 現在の日本における木材の蓄積量並びに消費量、さらにまた自然成長量、これらを勘案して計算いたしますと年々蓄積量が相当多量に消耗して參つてゐるのであります。こういう点から考へますれば、お説のごとくできる限りこの際木材を節約しよう

な強硬な法案を用意する必要ありと考へてゐるのであります。しかしながら先ほども申し上げましたごとく経済的な面にたゞちに非常な關係を持つております關係上、理想的な案をつくるにいたしますれば、その及ぼす範圍はきつめて広汎になる。それを全部包含するには實際上困難な点がまだ相当あるのであります。そこでこの際は一応経済的に考へて、防腐剤を注入した木材を使うことが非常に有利である、同時にまた木材をそれだけ節約できるといふはつきりしたものを対象とした立法をすることが適當であらうといふような考へ方から、この法案に示した範圍内に実はとめてゐるのであります。建築用材についても一応考慮いたしましたのでありますが、建築用材は、御承知の通り一般國民の生活程度から見ても四割あるいは五割の値上りすることによつて、非常に緊急に必要とする住宅の建設がこれに妨げられて困難になるといふような面が非常に多いので、この点はこの際十二分に考慮しなければならぬといふ考へ方から、一応建築用材の面は除外したといふところに、法案が見方によればある程度緩和したとお考へになるかと思ひますが、趣旨はそういう点にありますので、御了承願ひたいと存じます。

○田中説明員 林野庁といたしましては、どういふ趣旨からこの木材防腐法を見てゐるかといふお話でございまして、今までたび／＼話が出ましたように、戦争から戦後にかけての非常な森林の濫伐といふことで、林野庁といたしましては、早急に何らかの有効な手を打たなければならぬ、こういうことで、まず最初に對策としていたしま

したのは、御承知の森林法の改正といふことで、森林の一部の伐採制限といふことを行つたわけでございまして、ところが一方木材に対する需要はますます増大の傾向にある。この消費を制限された生産に對してはかゝるマツチさせて行くかといふことが重要な問題になつて參りますが、それに対しては、供給の面では外材の輸入に依存するといふことも考へられます。それからまた林野庁の予算の面で大きく浮び上つて來た問題としましては、まだ手のついていない奥地の山に道をつけ、その利用を極力はかるというやうな点も大いに考へなくちゃならぬ。しかしそれだけではなかつた問題は解決しませんので、今度は消費の面におけるところの節約、つまり木材利用の合理化といふ面で、これを大いに生産とマツチさせるように推進して行かなければならぬ。消費の面でどういふ方向へ向うべきかと申しますと、要するにまず第一は原単位の下下といふか、ほんとうの意味での消費の節約であります。それからさらにさつきコンクリートの話が出ましたが、そういう代替資源への転換、さらには木材を使用するにいたしまして、その耐用命數の延長といふやうな問題、さらに日本の森林として特に不足してあります針葉樹を広葉樹に置きかえるといふやうな四つの目標が考へられるのですが、ただいま問題になつております防腐法案にいたしまして、これは使用命數の延長といふことから取上げなければならぬといふ問題になつて來るわけでございまして、木材利用の合理化の面にはいろいろ問題がございまして、そういう原単位の低下にしろ、耐用命數の延

長にしろ、代替資源への転換といふやうな問題にしても、法的措置でそれが片づくといふ面もあるとはいへませんが、またそういうやうなことがなかなか経済的な面から強制しにくい、行政指導で漸次その効果を持つていくことしか考へられない問題もございまして、いろいろ問題がございまして、木材利用の合理化の一環といたしまして、防腐の強制という問題は、その中でも比較的法的措置のとりやすい問題であるといふやうな観点からこの問題が取上げられたのだと私は存じている次第であります。

○永井委員 今森林の蓄積が六十億石あり、そのうち二十億石は深山幽谷にあつて利用不可能である。利用可能な森林蓄積の對象は四十億石よりない。成長率を四％と見れば、一億六千万石内外より一年間切ることができない。にもかかわらず、現在は薪炭その他を入れれば三億石に近い伐採をやつてゐる。しかも今お話のように、針葉樹はどん／＼過伐して、広葉樹がどん／＼はびこつて來てゐる。山にも雜草が茂るわけでありまして、広葉樹が針葉樹に置きかわつて、どん／＼伸びて來てゐる。こういう状況、しかも今言つたように森林全体に對する合理的な経営といふものができてゐるかといへば、そういうことはできていないし、林道などはちつともつけないで、ただ計算上これだけの蓄積に對してこれだけの木が切れるのだといふ計算から里山をどん／＼過伐して、部分的には非常な過伐が行われてゐる。このようなことで九州あるいは近畿におけるちよつとした雨にも災害がすぐ起るといふやうな状態になつてゐる。国土がまさ

に崩壊しつつあるのであります。こういうやうな状態からいたしまして、たとえば林野庁の仕事の中においても、産業行政としての森林の仕事が伸びないで、治山といふやうな、一つの建設行政のやうなものがこれに置きかわるといふやうな情に状態に置かれてゐる。こういうところから見まして、森林のこういう現実の上から行けば、たとえば林道の予算に比例してどれだけの木が切れるという、ただ紙の上の計算ではなしに、具体的な山の実態に即した一つの伐採計画といふものが立つて、それから配給計画といふものが嚴格に出て來なければいかぬ。国有林といふものが主たる内容でありますから、國が持つてゐるその森林経営においてもつと合理的な科学的な経営といふものが確立されて來なければいけません。ところがこれが山の状態をそのままにしてゐて、消費の実態に押されて、そうして数字をいじくつて、山を荒らすことばかり現在やつてゐるといふ森林行政に對しては、われわれは非常に反對でありますし、情ないといわれ／＼は考へてゐるのであります。こういう点からいへば、今言つたやうな電柱をどうする、枕木をどうするといふやうな問題じゃないところからやつと総合的な科学的な一つの計画経済の上に立つた、生産と消費とをマツチさせたちやんと筋の通つた計画といふものがこゝへ現われて來なければいけない、こう思ふのであります。これは最初の案よりはるかに後退して情ないやうな内容になつて參つてゐるのであります。全國の七割に近い地域を管轄する林野庁としてこれをどういふ

うに考えておるか、このような案で満
足と考へておるかどうか、これを承り
たい。

○田中説明員 今お話になりました趣
旨は全面的に賛成でございます。そ
ういふ趣旨から森林行政といふ
ものもまた、強化しなければならな
いという点、まったく同感でござい
ます。ただそういう行政に対する方向が
全然計画的にできていないという御説
に對しましては、これは別に御調査を
願ひまして、予算の面その他ででき得
るだけの推進をはかつておりますか
ら、その点についてはまた御検討並び
に御了承願ひたいと存じます。それで
そういう大きな観点からの政策が進み
ながら、また一方消費の合理化につ
きまして取上げ得るものから取上げて行
くことは、これも等閑に付すべきでな
いという面から、木材防腐法の成立と
いふことにつきまして、われ／＼と
しては歓迎いたしてゐるわけでござい
ます。この内容は、御説の通りに確
かなまぬるものであるといふこと
も、われ／＼また同感でございます。
これはもつと／＼強化された形にお
いて施行されるのでなければ、その目的
とするところの趣旨はなか／＼貫徹で
きないといふふうに考へております。
○中村(庶)政府委員 通産省が先般の
国会に政府提出で出しましたものが、
本国会で議員提出の形で提案されたとい
うような経緯につきましては、先ほ
ど提案者からも、私からも御説明いた
しました通りであります。法案の实体
につきましては、字句その他から見ま
すと、前の法案より緩和されたと考え
られるような点もございしますが、本法
施行の方向から申しますと、木材資源

の保護という見地から、この法律が第
一步といたしまして、行政の指導面か
らもあるいは業界の關係方面からも本
法立法の趣旨が今後ますます／＼強く押
出されるという基礎に相なると思いま
す。この法律を政府で検討してござい
ました際も、ただいま林野庁から申し上
げましたような広い意味におきまして
の木材資源の保護という見地からいた
します／＼の施策があるものでござ
いまして、これ自体をそれ／＼取上げ
ますと、あるものについては行政指導
で十分なものもございしますし、あるも
のにつきましてはさらに根本的に検討
した上でなければ、具体的な措置とし
て現われ得ないような研究段階のもの
も多くございします。そういうような見
地からいたしまして、通産省といたし
ましては、木材資源の問題が緊急を要
します關係もございまして、木材防腐
といふ、比較的行行政指導の法律的な根
拠をつくります分野で、どちらかと申
すと立法化するのにふさわしい部面か
ら立法化して参るという思想で手をつ
けたものでございまして、私もこの程
度の法律で事足りるというようなことは
毛頭考へておりません。先ほども福
田委員から御質問のありましたセメン
トの問題にいたしまして、セメント
電柱の経済的な問題を別にいたしま
して、試験的にやつておりますこの利
用がさらに確固たる基礎を得て、たと
えば木材でやりました場合と、セメン
トでやりました場合には、振動に対す
る關係の技術的問題が残つておりま
す。そういうような観点からいたしま
して、他の資源の利用によりまして、
木材を使わずに済ませる部分が、今後
相当現われるのではないかと思いま

す。しかしそれらの部面も、法律的な
強制というやうな立場から見まして、
立法化するためには、今日ではまだや
や尙早に過ぎるのではないかというの
がわれ／＼の考へ方でありまして、御質
問の御趣旨については同感でございま
して、今後御趣旨に沿うやうな立法化
についても特に考慮いたしたいと考へ
ております。

○大西委員長 本日はこの程度にいた
し、次会は明日午前十時より開会し、
午前中は武器等製造法案について参考
人より意見を聴取いたし、午後一時よ
り大臣に対する質疑を続行いたしま
す。

本日はこれにて散会いたします。
午後一時四分散会